

2020年東京大会における日本の食文化の発信に係る取組状況(概要) 《農産物》 持続可能性に配慮した農産物の調達基準(概要)

資料2

<要件>

- ① **食材の安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② **周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ **作業者の労働安全を確保**するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～③を満たすことを示す方法)

- ア JGAP Advance、
GLOBALG.A.P.、
組織委員会が認める認証
スキーム
- イ 「農業生産工程管理(GAP)の
共通基盤に関するガイドライン」
に準拠したGAPに基づき生
産され、都道府県等公的機関
による第三者の確認

<要件を満たした上で推奨される事項>

・有機農業により生産された農産物

・障がい者が主体的に携わっ
て生産された農産物

・世界農業遺産や日本農業遺産など国際機
関や各国政府により認定された伝統的な農
業を営む地域で生産された農産物

(海外産で、上記要件の①～③の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

<国産を優先的に選択>

(国内農業の振興とそれを通じた農村の多面的な
機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である農産物が本
基準を満たすものを、可能な限り
優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)

《畜産物》

持続可能性に配慮した畜産物の調達基準(概要)

＜要件＞

- ① **食材の安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ② **環境保全に配慮した畜産物生産活動を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ③ **作業者の労働安全を確保**するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。
- ④ **快適性に配慮した家畜の飼養管理**のため、畜産物の生産に当たり、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針に照らして適切な措置が講じられていること。

(要件①～④を満たすことを示す方法)

ア JGAP、
GLOBALG.A.P.、
組織委員会が認める認証
スキーム

イ 「GAP取得チャレンジシ
テム」に則って生産され、
第三者による確認

＜要件を満たした上で推奨される事項＞

・有機畜産により生産された畜産物

・エコフィードを用いて生産された畜産物

・障がい者が主体的に携わっ
て生産された畜産物

・農場HACCPの下で生産された畜産物

・放牧畜産実践農場で生産された畜産物

(海外産で、上記要件の①～④の確認が困難な場合)

組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

＜国産を優先的に選択＞

(国内畜産業の振興とそれを通じた農村の多面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である畜産物が本基準を満たすものを、可能な限り優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)

《水産物》

持続可能性に配慮した水産物の調達基準(概要)

＜要件＞

- ① 漁獲又は生産が、FAOの「責任ある漁業のための行動規範」や漁業関係法令等に照らして、適切に行われていること。
- ② 【天然水産物】科学的な情報を踏まえ、計画的に水産資源の管理が行われ、生態系の保全に配慮されている漁業によって漁獲されていること。
- ③ 【養殖水産物】科学的な情報を踏まえ、計画的な漁場環境の維持・改善により生態系の保全に配慮するとともに、食材の安全を確保するための適切な措置が講じられている養殖業によって生産されていること。
- ④ 作業者の労働安全を確保するため、漁獲又は生産に当たり、関係法令等に照らして適切な措置が講じられていること。

(海外産で、上記要件の①～④の確認が困難な場合)
組織委員会が認める持続可能性に資する取組に基づき漁獲または生産され、トレーサビリティが確保されているものを優先

(要件①～④を満たすことを示す方法)

- ア MEL、MSC、AEL、ASC、FAOのガイドラインに準拠したも
のとして組織委員会が認める認証
スキーム
- イ 資源管理に関する計画であって、
行政機関による確認を受けたもの
に基づいて行われている漁業かつ
要件④について確認
- ウ 漁場環境の維持・改善に関する計
画であって、行政機関による確認を
受けたものにより管理されている養
殖かつ要件④について確認
- エ 認証取得を目指した改善計画に
よるものを含め、要件①～④を
満たすことを確認

＜国産を優先的に選択＞

(国内水産業の振興とそれを通じた漁業・漁村の多
面的な機能の発揮等への貢献を考慮)

(生鮮食品)

加工

(加工食品)

主要な原材料である水産物が本
基準を満たすものを、可能な限り
優先的に調達

サプライヤー(ケータリング事業者等)